

あなたの**思い**が大きく実る

名古屋市福祉基金（地域福祉推進・子育て支援基金）

名古屋市と名古屋市社会福祉協議会により創設

遺言による 寄付（遺贈）を お考えの方へ

「遺贈」とは

「遺贈」とは、遺言書をつくり、特定の個人や団体に遺言者の財産を無償で譲ることです。

一部またはすべての財産の受取人として、名古屋市福祉基金を指定することにより、名古屋市の地域福祉の推進、子育て支援に遺産を役立てることができます。

寄付金は、確定申告によって、租税特別措置法（第70条）の規定に基づき相続税が非課税となる優遇措置があります。

社会福祉協議会とは

地域に生活する住民と地域にある住民組織、ボランティア団体、社会福祉施設などの関係者が協力して、子どもから高齢者までの様々な福祉の問題の解決を通して誰もが安心して暮らすことのできる「福祉のまちづくり」を進めています。「社会福祉法」という法律の中で「地域福祉の推進を図ること」を目的とする団体として位置づけられている「公共性」、「公益性」の高い民間の組織です。

設置・運営



社会福祉法人
名古屋市社会福祉協議会





名古屋市福祉基金とは

福祉基金は、地域ぐるみの福祉活動を応援し、ふれあいのある豊かな福祉風土を市民のみなさんとともに作りあげていくことを目的として、昭和56年に名古屋市と名古屋市社会福祉協議会により創設された基金です。地域福祉推進基金と子育て支援基金の2種類があります。

基金の運用にあたっては、「福祉基金運営委員会」を設置し適正な運営に努めています。



このような福祉活動に役立ててみませんか

地域ぐるみの福祉活動の応援



ふれあい給食会の様子

■ 地域福祉推進協議会事業

小学校区にある地域福祉推進協議会が実施する、高齢者等のふれあい給食会、世代間交流事業、見守り活動等の支援



子育てサロンの様子

■ ふれあい・いきいきサロン推進事業

ボランティア・NPO団体が実施するふれあい・いきいきサロンや子育てサロン等のふれあい・交流事業の支援

ボランティア活動の応援



おもちゃ図書館の様子

おもちゃ図書館の運営やボランティア活動団体への活動助成

はばたきサポート事業



名古屋市内の児童養護施設等で暮らしている方で、就職希望者の自動車運転免許取得費用及び就職・進学希望者のアパート入居費用の一部を補助



地域福祉リーディングモデル事業

地域での助け合い・支えあい活動の立ち上げや活動を支援します。

■ ひとづくり応援（マンパワーサポート）事業

活動に取り組む人材の発掘・養成。

事業形態を初級編とステップアップ編に分け、未活動者から既活動者まで参加できる講座を開催

地域支えあい活動人材養成講座の様子



■ 活動資金応援（ファンドサポート）事業

活動の立ち上げに対する継続的な助成

事業規模により決定した金額を3年間助成

活動資金応援事業で
行われている子育て支援事業の様子



■ 活動継続応援（アクションサポート）事業

活動資金応援事業助成団体が安定した運営をできるよう、
また人づくり応援事業受講者に対し活動の取り組みができるよう支援

活動継続応援事業として
実施された団体交流会の様子



地域の子ども応援事業

次代を担う子どもたちが地域において他者との交流などを通じて主体性や社会性を身につける
事業及び子育て支援の新たな担い手を養成せる事業を実施する団体に対して助成を行います。

■ こどものまちの応援

子どもが仕事や社会の仕組みを学ぶ「遊びと体験のまち」
を子どもたち自身で企画・運営するなど、子どもが主体性、
創造性や社会性を育むことが期待できる事業の支援

■ 中学生・高校生の居場所づくりの応援

地域での中学生・高校生の居場所をつくり、様々な人との交
流の機会、多様な体験などを通じて、仲間づくりや豊かな人
間性・社会性を身につけることが期待できる事業の支援



中高生の居場所づくり事業の様子

■ 子育て支援の新たな担い手養成の応援

子育て支援の担い手として活動していくために必要な知識や
技術などを学ぶための講座などを開催し、広く子育て支援の
担い手を養成することが期待できる事業の支援



子育て支援の担い手養成講座の様子

遺贈による寄付の方法

遺言書について

ご本人の思いをかなえるためにも遺言書をご用意ください。

遺言書には、2人以上の証人の立ち会いのもとで公証人が作成する「公正証書遺言」と遺言者が遺言内容の全文、作成日、氏名を自筆で書き、捺印した「自筆証書遺言」等があります。遺贈先には「名古屋市福祉基金」とお書きください。

遺言書の作成、保管は専門家・専門機関（弁護士、司法書士、行政書士、公認会計士、税理士、公証人、信託銀行など）のアドバイスを受けられることをお勧めします。

遺言執行者について

財産を円滑に寄付するためには、財産の引渡しや登記など複雑な手続きをする方が必要となります。遺言書の中で遺言執行者を指定なさるようにお勧めしております。遺言執行者には専門家・専門機関を選ばれる方が多いようです。

遺留分について

遺言書の内容に関わらず、民法により一定の相続人には最低限の遺産取得を保証する「遺留分制度」があります。この遺留分をもつ人を遺留分権利者といいます。遺留分権利者の遺留分についてご理解いただき、配分については慎重にご検討ください。

参考 相続人が配偶者のみの場合：配偶者に1/2 ・ 相続人が子のみの場合：子に1/2
相続人が配偶者及び子の場合：配偶者に1/4子に1/4
相続人が父母のみの場合：父母に1/3
相続人が配偶者及び父母の場合：配偶者に1/3父母に1/6
※兄弟姉妹には遺留分がありません。

遺言執行について

ご逝去の報告により遺言執行者が遺言書に基づいて手続きを行います。本会は遺言執行者から連絡を受け、遅滞なく遺贈を受領します。

受領後は、確定申告に必要となる領収書を発行いたしますので、大切に保管ください。

その他

不動産や有価証券など現金以外のご寄付についても、遺贈を検討されているご本人の思いを実現するため、柔軟に対応いたしますので、ご検討の際には本会までお問い合わせください。



遺贈の受付・お問い合わせは



社会福祉法人

名古屋市社会福祉協議会 総務部

〒462-8558 名古屋市北区清水四丁目17番1号 名古屋市総合社会福祉会館5階

TEL052-911-3192 FAX052-913-8553

URL <http://www.nagoya-shakyo.jp/>

E-mail nagoyaVC@nagoya-shakyo.or.jp